

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：伊藤 政弘
- (2) 代表者氏名：伊藤 政弘
- (3) 所在地：長野県南佐久郡川上村大字居倉 1463 番地

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和 5 年 1 月 12 日認定「認 2205003853」「認 2205003854」「認 2205003855」

3 処分等内容

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成 28 年法律第 89 号。以下「技能実習法」という。）第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 7 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）違反により罰金の刑に処せられ、その執行を終えたこと、及び事業活動に関し、外国人に不法就労活動をさせたことにより、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたと認められることから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 2 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：辛栄商事株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 元兼 辛丞
- (3) 所在地：福岡県北九州市小倉南区木下 853

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）

令和3年2月25日認定「認 2012015570」「認 2012015571」
令和4年1月4日認定「認 2112008265」

3 処分等内容

技能実習法第16条第1項第7号の規定に基づき、令和6年7月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第16条第1項第7号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者

- (1) 実習実施者名：内海造船株式会社
- (2) 代表者職氏名：代表取締役 原 耕作
- (3) 所在地：広島県尾道市瀬戸田町沢 226 番地の 6

2 認定の取消しを行った計画の認定番号（8 件）

令和 2 年 2 月 28 日認定 「認1909022997」 「認1909022998」 「認1909022999」
「認1909023000」 「認1909023001」 「認1909023002」
「認1909023003」
令和 4 年 8 月 16 日認定 「認2209001946」

3 処分等内容

技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号及び第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 7 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

4 処分等理由

労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 3 号（技能実習法第 10 条第 9 号）及び第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：有限会社浜口組
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 濱口 忠大
 - (3) 所在地：三重県尾鷲市三木里町 433 番地

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3件）
令和4年4月26日認定「認 2106032508」「認 2106032509」「認 2106032510」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 7 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働安全衛生法違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：株式会社広エンジニアリング
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 初島 学
 - (3) 所在地：広島県呉市広大新開二丁目 8 番 4 号

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（3 件）
令和 2 年 9 月 10 日認定「認 2009008659」「認 2009008660」「認 2009008661」

- 3 処分等内容
技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号の規定に基づき、令和 6 年 7 月 29 日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）違反により（罰金の刑に処せられ、これが確定）、出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をしたことから、技能実習法第 16 条第 1 項第 7 号に規定する認定の取消事由に該当するため。

【技能実習計画の認定の取消しの内容】

- 1 技能実習計画の認定の取消しを行った実習実施者
 - (1) 実習実施者名：ヒロ工業株式会社
 - (2) 代表者職氏名：代表取締役 尾崎 宏明
 - (3) 所在地：香川県高松市中間町 1363 番地 1

- 2 認定の取消しを行った計画の認定番号（9件）

令和2年4月23日認定「認 1910006786」「認 1910006787」「認 1910006788」
令和3年12月6日認定「認 2110001894」「認 2110001895」「認 2110001896」
令和4年9月28日認定「認 2210001421」「認 2210001422」「認 2210001423」

- 3 処分等内容
技能実習法第16条第1項第2号の規定に基づき、令和6年7月29日をもって技能実習計画の認定を取り消すこと。

- 4 処分等理由
技能実習生の人権を著しく侵害する行為を行ったことから、技能実習法第16条第1項第2号（技能実習法第9条第6号）に規定する認定の取消事由に該当するため。